▷ 芦屋市民憲章 ◁
わたくしたち芦屋市民は
■文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう
■自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう
■青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう
■健康で明るく幸福なまちをつくりましょう
■災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう
〈昭和39年5月3日制定〉

広報あしや

昭和50年 12月20日 第358号

発行所 芦屋市精道町7－6 芦屋市役所 発行人 芦屋市長 編集 公聴広報課 印刷所 オール出版印刷 毎月2回5日20日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可 (定価2円)

芦屋市の人口と面積
―12月1日推計人口―

人口総数	76,280	世帯数	23,846
男	36,948	面積	16.07㎢
女	39,332		

周囲の環境にとけこむ外観 公害防止に万全の対策
新清掃工場の建設 間もなく着工
完成は52年、12万人分のごみを処理

市は、ごみの増量と現清掃工場（ごみ焼却場）の老朽化に対処するため、埋立地内に新しい清掃工場を建設すべくその準備を進めていましたが、このほど細部にわたるプランがまとまり、いよいよ建設に着工するはこびとなりました。新清掃工場は埋立地の東南端に建設しますが、公害対策に万全を期すとともに、付近の環境をそこなわないよう外観にも十分な配慮をし、周囲には植樹をして施設全体を緑で包む考えです。

ごみはふえる一方です

現在、市内の家庭などから出されるごみ（燃えるごみ）の量は、一日で約六十トンにのぼります。市では毎日これだけのごみを収集し、南宮町にある第一清掃工場で焼却処分をしているのですが、現在の焼却炉ではすでに限度いっぱいのうえ、施設の老朽化で能力も落ちてきました。そのうえ、排出されるごみの量は毎年五パーセントから七パーセントずつ増加しています。

また昭和五十三年には、埋立地の高層住宅が完成してその入居者一万一千九百人の人口増があることなどから、推定で一日約百トンのごみが出されるであろうと考えられます。

緑に包まれた新工場に

新しく建設する清掃工場は、こうしたごみの増大に対処し得るだけでなく、公害対策などにも十分配慮して来年一月に着工、昭和五十二年七月から運転を開始する予定です。

建設予定地は、左図のように埋立地の東南端で、敷地面積は約一万八千五百平方メートルです。工場棟は鉄筋コンクリート造り地下一階、地上三階建て一部四階、のべ面積約六千三百平方メートルで外観は従来のごみ焼却場というイメージとは違った、付近の環境にとけ込むものにする計画です。施設関係ではこのほか、鉄筋コンクリート造り二階建ての管理棟と職員詰所棟、それに軽量鉄骨構造の車庫をつくります。

公害発生を防ぐために

工場棟には、公称処理能力が一日あたり七十五トンの焼却炉を三基まで設置することができますが、当初の計画では二基を設置して一日に百五十トン、十二万人分のごみが処理できるようにします。そして公害防止の面では、燃料をこれまでの重油から灯油に切り替えるほか、次の対策を講じます。

①除じん設備　ごみの焼却により発生するばいじんは、電気集じん機で取り除き、排煙中に含まれるばいじんの量を、大気汚染防止法に定められた基準値の半分以下におさえます。

②汚水の処理　焼却部に使用する冷却用水は再循環再使用し、工場外へ排出しません。また、それ以外の、灰の消火や収集車の洗車などに使った水は、活性汚泥方式と高級処理（凝集汚泥沈殿槽→中和槽→急速ろ過→イオン交換樹脂吸着）で処理した後、下水処理場へ送ります。

③騒音　すべての機器などは、防音壁を備えた工場棟の中に納めますので、外部にもれる騒音はほとんどありません。

④悪臭　収集してきたごみはじん芥ピットに投入されますが、ここから発する臭気は投入扉と投入ステージ出入口のエアカーテンとで二重に封鎖するうえ、構内吸気設備を設けて臭気が外部へ拡散しないようにします。

⑤有害ガス　ごみの焼却により二酸化いおう・塩化水素の発生は避けられませんが、これらの最大着地濃度をそれぞれ基準値の二分の一、十分の一におさえます。

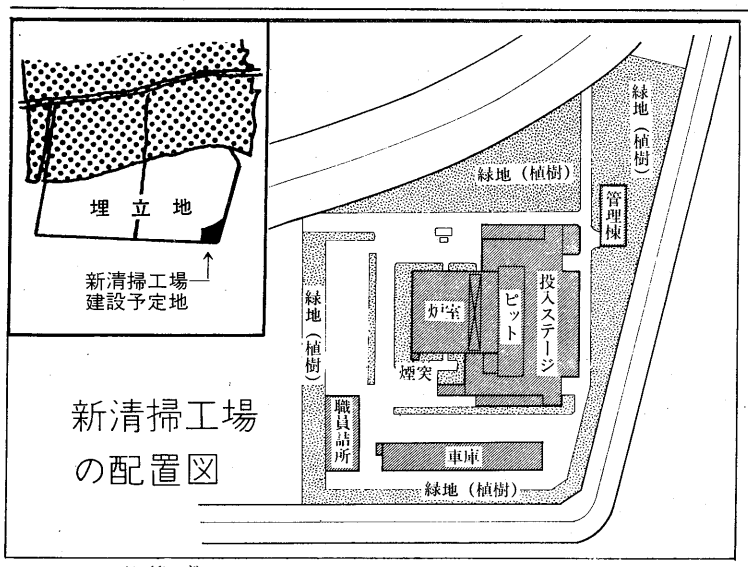

埋立地の東南端に建設する新清掃工場の完成模型

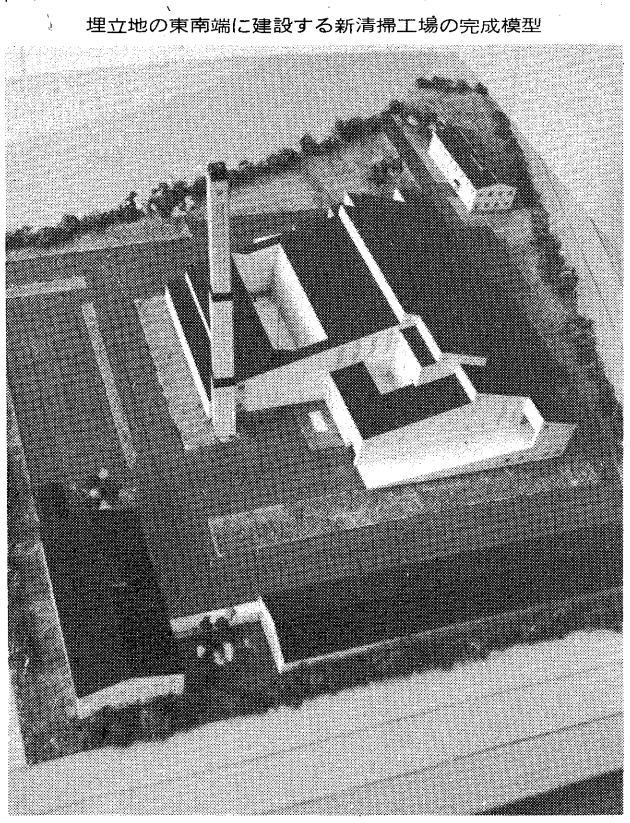

ごみの正しい出し方

①燃えるごみと燃えないごみにわけて、収集日の朝に出してください。

②ごみは紙袋に入れて出さないでください。

③燃えないごみは、必ずペールかんなどの容器に入れて出してください（紙袋やナイロンの袋は破れやすく危険です）。なお、容器ごと収集を希望されるときは、容器に「不要」とご記入ください。

④スプレーなどの空きかんを出すときは、釘などであなをあけ、からにしてから出してください。

⑤バス停のごみ箱に、ご家庭のごみを捨てないでください。

年末、年始の休庁
ご用は27日(土)午前中までに

市役所をはじめ市の機関は、いずれも十二月二十七日（土）の午後から来年一月四日（日）まで休庁します。ただし、環境衛生課のごみの収集と、業者委託によるし尿の収集については次のとおり作業を行ないます。

●ごみの収集…月・水・金の収集地区は十二月二十九日（月）まで、火・木・土の収集地区は十二月三十日（火）まで作業を行ない新年は五日（月）から作業を始めます。

●し尿の収集…年末は、三十日（火）まで平常どおり行ない、新年は五日（月）から収集作業を始めます。

なお、市役所の窓口関係、芦屋病院、水道部は次のとおりです。

▼市民課、保険年金課、税務課など窓口事務については、二十七日（土）午前中で終了します。戸籍謄・抄本、住民票、印鑑証明などは早めにご請求願います。

▼芦屋病院は二十八日（日）から来年一月四日（日）まで休診します。

▼水道部　修繕工事、料金の受付、転出される場合の料金精算は二十五日（木）までです。

三種混合予防接種 二期はやはり延期

予防接種は、日本医師会が国の制度の改善をとなえ非協力体制をとったため、ことし春から中止していましたが、その後改善の見通しがつき、十月末から一期種痘と三種混合予防接種を除いて再開しました。

さらにその後、三種混合一期をすませた幼児について二期を早く実施してほしいとのご希望も多く、いったん三種混合二期の再開にふみきり、広報あしや十一月二十日号でその旨お知らせしました。

しかし、芦屋市医師会が慎重に検討した結果、二期といえども三種混合の接種にはやはり一定の問題があり、危険をおかすわけにいかないという結論になりました。したがって再変更になり、ご迷惑をおかけしますが、三種混合二期の接種は当分の間延期します。

市民ハイキング

一月は恒例により、私たちのホームグラウンド〝六甲山〟の最高峰に登ります。お気軽にご参加ください。

▽とき　一月十一日（日）。雨のときは十八日に順延▽集合　午前八時に阪急芦屋川駅北側へ▽コース　高座の滝―ロックガーデン―お多福山―最高峰―芦屋（十五キロメートル、一般向き）▽会費　百円▽持ち物　昼食、水筒、雨具▽注意　はきものは登山ぐつか運動ぐつのこと（主催　市教育委員会・芦屋登山会）

阪神養護学校 入学者を募集

県立阪神養護学校（西宮市田近野田十一番七号）では、入学者を募集しています。入学資格は、知恵おくれや重複の障害をもつ人で阪神間に居住する児童・生徒のうち、同校の教育を受けることが適当な人。募集人員は小学部・中学部・高等部とも若干名、募集期間は昭和五十一年一月十二日から二月七日までです。手続方法などくわしくは、市教育委員会学校教育課、古薮（電話㉛二一二一、内線五一一）までお問い合わせください。

保護樹紹介
シリーズ（2）

本市の「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」にもとづいて指定した保護樹等を、シリーズで紹介しています。

指定番号2▽樹種　くすのき▽所在地　山芦屋町四十番地（芦田正治郎氏宅）▽樹高　十二・五メートル▽樹冠直径　十三メートル▽幹周り　二・五五メートル▽特徴　樹冠がよく広がり緑量が豊かで、生育環境が良いことから成長が早く将来性もあり、位置的にも風致上の要点を占めています。

この木は、開森橋から北へ芦屋川右岸沿いに百五十メートルほどあがると、左によく手入れされたいけがきの中から小山のようにそびえて見えます。さながら〝門冠（かぶ）りのくす〟とでもいうべき樹型のくすのきです。

所有者の芦田正治郎さんは、この木の存在を次のように語られています。

「大木になると、長所・短所がはっきりしてくるため、人によりその見方は変わりますが、芦屋に住まいを持つ人、また持とうとする人の多くは緑の環境を求めており、最近の緑の減少を悲しんでいます。その意味からこの木の存在価値は高く、真夏には通行する人々の休息の場となり、平常は通勤等の道標としても生活にとけこんでいます」

市では、風致美観とともに、このようなみなさんに親しまれる木を保護樹として指定しています。

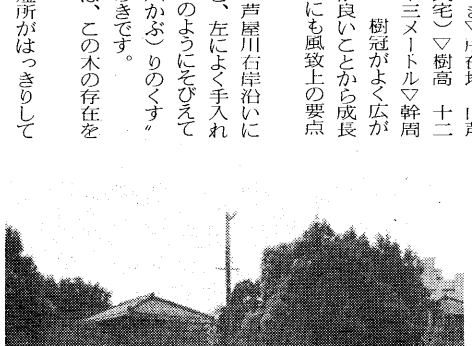

指定番号2のみごとな〝くすのき〟

【おことわり】市内在住の小学生を対象に募集しました緑化作文の入選作を、広報あしやに掲載の予定でしたが、紙面の都合上やむを得ず割愛させていただきますのでご了承ください。

幸せをあしたにつなぐ火の始末
年末年始特別火災警戒実施中

芦屋市役所㉛2121
（平日9：00～17：00、土曜9：00～12：00）
市民センター ㉛4995 ㉛4996
図書館 ㉒5978
体育館 ㉛8228
市立芦屋病院 ㉛2156
ごみ焼却場 ㉒2155

道路側溝などの応急処理は
―環境保全課機動班―
㉜0121
平日8：30～16：30
土曜8：30～11：30

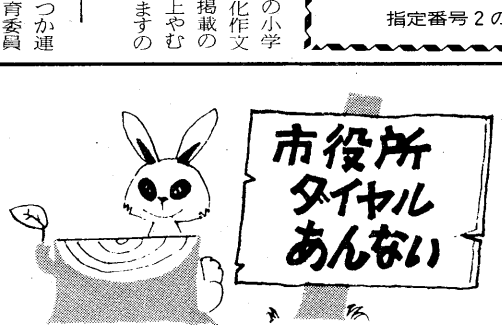

市政電話サービス
市政ニュース ㉛4894
（みなさまへのお知らせです いつでもおききください）
留守番でんわ ㉛4444
（夜間・日曜・祝日などご利用ください お急ぎのときはいつでも㉛2121へ）

●ラジオ関西（JOCR）560KHz…毎週木曜日午後2時から市からのお知らせがあります。

広報　あしや

家庭でも 同和教育を！

本市が同和問題にとりくんで、5年が過ぎようとしています。この5年の間に、いくつかの差別事件が起こりました。そのつど、〝同和問題や同和教育はむずかしい〟と嘆かれることが多くありました。しかし、同和問題は〝人を人として尊び、いのちを大切にすること〟であって、けっしてむずかしい問題ではありません。

今回の特集では、毎日のくらしの中で起こっていることがらを通して、ご一緒に家庭での同和教育の実践について考えてまいりましょう。

いのちを大切にする子に
――せみ取りの子どもと――

夏のある日、青屋天神の近くの森でせみ取りの子どもにであいました。カゴの中にアブラゼミ、クマゼミがおすなおすなのようすで入れられています。

「そんなに取って、どうするの」と尋ねました。「飼うんや」という答えが返ってきました。「セミを飼うのは、むずかしいよ」、いえば、「本で調べて飼うんや」という返事。「本で調べるといって、セミの飼い方を書いた本があるかな」「これから図書館に行って本を調べる」というのです。

私もくさい時、セミを飼うべく努力しましたが、数日とは飼うことができませんでした。もちろん当時は、現在のように子ども用の理科、科学的な本はありませんでした。セミに関した本といえば、図鑑か、「セミの一生」と題した、自然の中に生きるセミを解説したものだけです。それらから得る浅はかな知識で子からセミを生かすことよりも死なせる方が多かったのです。こうした少年時代を思い出しながら、セミ取り少年がどう対話を試みましたか。

「本で調べようとする若の態度は立派だが、なかなか飼うことはむずかしいよ」と、少年時代の話をちょっぴりしてみました。「ふん、そんなにむずかしいんか」とつぶやく、少年は、カゴの中のセミをみつめていました。私は、あらたな提案をしてみました。「セミよりもっと飼いやすい虫がいるよ」と切り出してみました。「なんちゅう虫」とせがんでいてきました。私の提案についていきたので、「しめた」と心の底ではえみながら、「すず虫や」と告げました。

「すず虫か」

やや気のない返事です。

「すず虫って知っている」

と、少年は問いかけると、「知ってる。そやけどすず虫やったらセミみたいに飛ばへんやん。飛ばへんよ。それでもかごの中やったら、セミかて飛べないのとちがうか」「そやなあ」

少年は沈黙を続ける中で考えていたらしく、「オッチャン！　すず虫飼ってんのか」「いや、今は飼ってない。君が飼いたいのならもらってあげてもいいよ」とつけ加えました。少年の目は、私の目を見ながら「もらってくれるか」「ああ、もらってあげる」と約束をする中で、少年は、セミをカゴから放してやりました。少年とくわし約束して別れました。

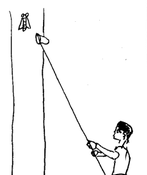

今でも、その少年からすず虫の便りが届きます。その便りの中には、生きていくすず虫の生活の毎さ、が、少年に養われていくようすが、少年にとって、「生きる」ことのすばらしさを大切にするふかっちかわれていくのではないかと思います。

おにいちゃん、ちょっと来て！
――子どもの人格・人権を認める――

ある日の日記を紹介します。

「ぼくのおかあさんは、ぼっぱかりに用事をいいつけます。きょうも、ぼくがTVの連続まんがを見ていたら『お兄ちゃん、ちょっと来て』と台所から呼びます。返事をしようと思ったけどまんがの一番おもしろいところなので返事をしないで見ていました。おかあさんはさっきより大きな声で『お兄ちゃん、ちょっと来て』と呼びました。その声で台所へ行った妹と弟が、こんどは『おかあちゃんが呼んでるよ』といいにきました。ぼくは『もうちょっと』といって、まんがを見ていました。しばらく見ていると、こんどはおかあさんが大きな怒音をさせながらやってきて『お兄ちゃん、おかあさんが呼んでいるのになぜ返事しないの』。そんなにおかあさんの言うことを聞けないなら、あなたの言ることもおかあさんは聞きませんよ』と、ものすごいけんまくで言いながら、TVのスイッチを切りました。『チェッ、ええとこやったのに』『お兄ちゃん、いいかげんにしなさい』おかあさんのけんまくにおされて『なになんよ』と聞くと、『お使いに行ってきてちょうだい』といいます。ぼくは、しぶし角のやおやへ行く道々で、このやおやさんぐらいなら床でこんなに腹をたてながら思いました」

こういった経験は、どこでの家庭でもあることだと思います。おかあさんの側からすれば、「うちの子どもはほうことをきかない」と思っておられるかも知れません。しかし、子どもが親のいうことをきかなくさせているのは、実はおかあさん自身に原因のある場合だってすいぶんとあるはずです。

A君の日記に沿って考えてみましょう。まず、この中でA君は、連続まんがに熱中しています。そこへ、おかあさんが登場してきて、親権を発揮し、子ども自分の思い通りにしておこうとしていますね。ここに子どもと親との対立が起こります。

では、この対立を避けるにはどうすればよかったでしょうか。それは、子どもの権利も認める中で、子としての責任や義務についてうながすが方法をとれば避けられたかも知れません。

おかあさんが子どもに用事を頼むにしても、たとえば、お兄ちゃん、今なにしてる？　おかあさん、今手がはなせなくて困ってるんだけど、お使いに行ってきてもらえないかしら」

こんなやうに相談をもちかけてみたら、まんまさら、子どもも知らん顔をしたり腹を立てたりせず、のってきたりはしなかったでしょうか。あるいは、これぜひ見たら、すぐいく」とも答えたのでは…。私たちおとなは、こうした日常のくらしの中で、子どもの人権を認めてやり、その中から人類連帯の人権思想が高められていくようにしてやらねばなりません。

三人三様に
――実質的に平等な子どもの育てかたとは――

おおたのこの家庭では、二・三人の子どもさんがおられることと思います。ところが、すべての子どもさんを同じように育てられないという悩みをお母さんがたはもっておられることでしょう。たしかに、それぞれの子どもの生れた時も違うし取りまく生活環境も違います。そのため、子どもはみな一人ひとりの子どもさんへの対応は違ってくるとはいえます。

たとえば、第一子は慎重におっとりして、何かにつけて動作なり、するとかゆっくりとしています。それは、それで、その子どもの良いところなのですが、反面、動きがにぶいということで、何かにつけて、速く速くとせきたて、時には現実が手を貸すということになります。

第二子は、第一子と違って、すべてが速く、機敏に立ちふるまいます。しかし、行動が少々荒らく、時には弟げんかのもとをつくります。外でも友だちともいさかいを起こします。これは、これで、おかあさんの悩みとなります。

第三子は、他の二人の兄弟と違い、少々でき過ぎです。何ごともそつなくやりこなし、先へ先へと進み、本にかりびたり、外に出て遊ぶことをしないという子ども。だが、からだが弱いという最大の悩みがあります。

三人の子どもが、このように違いをもっていることは、当然のことで、おかあさんの対応も、一人ひとりに違って当然のことです。動作のにぶい子どもには、速くできるように何かにつけての配慮がいりましょう。行動の粗雑な子どもには落ち着きを必要とする手立てをこうじます。からだの弱い子どもは、遊びなり運動なりをすすめて、じょうぶなからだづくりをはかるということになります。

このように、一人ひとりの子どものもって生れた個性を引き出し、時には、改めるように育てることは、しごくあたりまえのことです。このあたりまえのことを力説しているのが、同和教育であり、ひとりもとりこぼさない教育のなかみであるのです。形式的な平等でなく、実質的な平等をとなえるゆえんです。

おとうさんに聞きましょうね
――伸びる芽をつまない――

これは、先日、姫路行きの国鉄快速電車の中で出あった母と子のやりとりです。

おかあさんは、三十才代と思われます。子どもは、四―五才くらいでしょうか。この親子は三宮から乗りこんできて、ちょうど私の前の座席にすわりました。すわるとすぐ子どもは、靴をぬぎ窓の方にすわりなおしました。

窓の外につぎつぎと現れる景色を見ながら子どもはさかんにおかあさんに質問をしはじめたのです。

私は、この親子のやりとりに興味を覚え、姫路まで耳を傾けていました。

神戸駅を発車して間もなく、子どもさんは和田岬にある造船所のクレーンを見つけて、

「ママ、あそこのはしこのような？」

第一の質問

をおかあさんに投げかけました。おかあさんは「あれはね、お船を造るとき、重い荷物をつりさげるクレーンというものなのよ」と答えました。子どもは「あれが、クレーンか」と、たいへん満足げな表情でした。

電車は、兵庫を過ぎ鷹取にさしかかりました。海岸に立ち並ぶ石油タンクを見つけた子どもさんは「あの白くて丸いのはなあに？」と、第二問を投げかけました。おかあさんは「あれはねえ、石油をためておくタンクよ。石油をお船に運んでまえて、お船からあのタンクに移してためておくところなのよ」と答えました。子どもさんは「あれ、石油タンクなの。お家にあるこの石油入れと同じなのね」と、

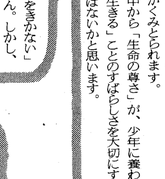

石油ストーブ

の灯油を入れる用器を思い出していました。

須磨にさしかかって、海が窓の下に見えてきました。子どもさんは、海岸に突き出た土砂積み出し機械を見つけて「あれなあに？」と三回目の質問。おかあさんは「あれはね、お山から土を掘り出して、あそこにためておくねん」と答えました。子どもさんは「お船に土を入れて、どこに持っていくの」と、おかあさんにたたみかけて聞きます。おかあさんは「この問、おとうさんと自動車で、丸い赤い橋を渡って、港の埋立地へ行ったでしょう。あそこへ運んでいくのよ」「ああ、あそこへ運んでいくのね」

塩屋に電車がさしかかるところで、こんどは明石・岩屋架橋の調査鉄塔を見つけた子どもさんは「あの赤い色のぬってあるものはなあに？」と、四度目の質問をしたのです。おかあさんは、この子どもさんの質問に即座に答えられず「さあ、なんでしょうね」と首をかしげました。「ママ、あれ、なあに？」と催促する子どもさんに、おかあさんはわるびれず「ママ、わからんのね。お家に帰ってパパにたずねてみましょうね」

私は、みごとなおかあさんだと思いました。自分のわからないことはわからないと、子どもの前でもはっきりと言い切り、子どもの〝なぜ〟という、知ろうとする芽をつまず、発展させ、疑問を疑問として尊重させようとするおかあさんの態度に、私は頭の下がる思いがしたのです。

氏より育ち
――ほんとうの能力とは――

よく世間では、子どもたちの表面にあらわれた態度をみて、この子は「かしこい子」、この子は〝ぼんやり子〟ときめつけることがあります。しかし人間の能力は、生まれながらにして差があるのではありません。「氏より育ち」ということわざのように、子どもの成長過程のなかで、まわりのいろいろな働きかけや、友達との遊びのなかで能力を伸ばされていくのです。

関西大学の鈴木祥蔵先生は、こう話されています。「能力のあるなしの判定は、ふつうテストによって行なわれている。しかし、テストは人間のある部分を切り取って、ある時期に、ある能力があるかないかを、あるものの見かたから評価するにすぎない。だからどんなにきびしくテストをしても、人間の能力を全面的に評価することはできない。人間の能力は、大まかにいって、二つある。一つは、潜在能力（かくれた能力＝ただ表面にあらわれていない能力）であり、もう一つは、一定の指導をうけ学習をした結果、身につった能力、表面にあらわれた能力である。

たとえば自転車に乗れない子に、一週間なり二週間、乗りかたを指導し訓練をしたとする。そのあとで乗れるようになったかを測ることで身についたのが、表面にあらわれた能力であり、これを評価できるのです。けれども、こうした機会を与えずに、自転車に乗る能力を判定して、『お前は能力がない』といわれたらどうなるか、『やったらできるはずだ』というだろうこの〝やったらできるはず〟の能力（かくれた能力）が人間の能力である。教育はこの二面を考えなければならない。日本語のかくれた能力は、みんなもっているのに、なぜそれが表面に出た能力にならなかったのかといえば、そういう機会や訓練、学習の場がなかったにすぎない。だから、わたくしたちは、憲法にある「その能力に応じて」ということばを、表面にあらわれた能力と考えるのではなく、潜在能力を含めてみなければならない。正しい教育的訓練の機会均等がとなわれているために、伸びるはずの能力が伸ばされていないのだから、「その能力に応じた」手あつい教育を保障するのだという立場にたって教育をすることでなければなりません。

くり返して言いますと、どの子も能力は伸びるのですが、かくれた能力が表面に出ていないのなら、それは、かくれた能力に正しい教育をほどこしていなかったから表面にでていないのです。

したがいまして表面に出ている能力が低ければ低いほど（その能力に応じて）十分な教育の手をさしのべなければならないということです。

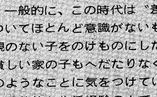

教育が可能性を引きだす

学校に行くのがいやだった
――親の生きざまを語るとは――

過去を思い出し、あの時はどうだったと、子どもに聞かせることは大事なことです。それは、親の生きざまを子どもに知らせることです。こういい方をしても自分の良いことのみを知らせるのではありません。ともすれば、親の良いことだけを聞かせることよ自身をなじめにさせるだけです。親は、自分を育てるために、どんなに苦労してきたのか、素直に感じさせる話がよいのではないでしょうか。ことに子ども、は、感受性が強く、飾りごとはすぐ感じとってしまいます。真実を語ることでなければ、その意味はありません。

たとえば、こんな話があります。

「私は淡路の小さな部落に生れ、中学二年の始め、声屋の小さな靴屋にきたのです。本当に学校はいやでした。

私は、身体障害をもつからだで学校に行くと、いつもいわれることは『おい、かたわ』とか、『ぶとぼた』また『おとうちゃんぬんね』といわれましたもの。そこで、私がおこるとみんな逃げながら、人数もふえてくるのです。

学を書く時は、帳面の上に手を出すのがはずかしく、かくしながら書くので、ぜんぜん字が書けなかったのです。だから、学校に行かずに山へ行ってたき木を取ってきたり、池へ行って魚を釣ったりして、学校の終わる時間をまっていたのです。だが、毎日学校を休んでいると落第しないか、落第したらもっともっとはずかしいのではないかと思い、学校に行くが授業が始まっても、何をやっているのかわからず、家に帰ってくるのです

だが、その時は、今日は自分のやることをうったのだと思うと、何かうれしくなり、明日も行こうと思って、本を手にしてみるが、やはりわからない。本に埃がつかず、またいやになってしまう。しかし、毎日自学校を休みましたが、何もなく進級はしていきました。

だが、今は子どもの親です。身体障害の親を持つ子どもは、いろいろと泣く事が多くあることと思いますが、立かない子どもにするには、私ががんばるなかで、私のことを話し、子どもを強くしていくことができるのだと思っています。」

これは、話でなくて同和地区出身の父親が、識字学級で学習するなかで、明らかにした金岩さんの文章です。

これを、三人の子どもにも読ませていますが、長女は、こうした父親の生きざまに学びながら、がんばって学保障の要求をし、どうどうと自分の行ってみたいを切りひらいていっています。

子どもの成長と差別とのかかわり

生まれてすぐの子どもには、もとより〝差別性〟などあるはずがありません。差別意識が形づくられていくのは、その成長段階においてであるといえるでしょう。「表は、そういった子どもの心理の発達段階と差別意識の形成との関係の一断面をとらえたものです。

さて、日常生活において私たちは、どんなところで子どもたちに差別性を芽生えさせているでしょうか。私たちの節りやすい罠が、どんなところにあるのか、ご一緒に考えてみましょう。

まず、あるご家庭の日曜日の夜のひとこまをちょっとのぞいてみることにいたしましょう。

家族でTVのある、祖母を見終わったとき、四年生の子どもさんが、「あっ、あれせんといかんのやった」と、学校から出されていた課題のことを思い出しました。

おかあさんは、「きのうからそまでなにをしていたの。遊びてばかりいて、ダメじゃないの。そんなことしたら、いい学校へもいけないし、表通りで工事してる人夫にしかなれないよ」と子どもをしかるように、またたしなめるように言いました。

このおかあさんのことばの中に「表通りで工事してる人夫にしかなれない」ということばがありましたね。勉強をしなかったらいい学校にはいけない、そしてその結果、この「人夫にしかなれない」とから言い方をしています。こういった考え方に、問題はないでしょうか。

いい学校とは、どんな学校をいうのでしょう。なぜ、工事をする人たちがひきあいに出されなければならなかったのでしょうか。

そもそも学校とは〝人格形成の場〟であって、就職の進学などについての社会的評価にばかり価値の規範を置くと、教育本来のあり方をはずれてしまいます。こういった親の功利主義的な考え方が世間に根づき知らず知らず人間関係に優劣をつける〝差別性〟を培ってしまうことを、私たちは気づかねばなりません。

人間の値うちは、その人の人間性にこそ見い出されるべきであり、卒業した学校や職業で裁断すべきではありません。どんないい学校をでようが、どんなにいい職業に就いていようが、人間性に乏しい人や、人道をふみはずした人が尊敬されたり親しまれたりはしないのです。

心理の発達段階と差別

低学年（小学校1・2年）

〈全般的な特徴〉

この時期の子どもの特徴として言えることは、とても衝動的で自己中心的であるということです。ですから、自分のいやなことや気にいらないことがあれば、自分本位な、しかも思いつきの行動をとることが多いのです。また、親とか先生とかの権威のあることばや行ないが、子どもの価値判断の基準になりやすいといえます。

- 小学校1年生…他人に迷惑をかけることが、そんなに悪いことだと感じていません。服をひっぱったり、遊び道具をかくしたり、かんたんにけんかをします。また、すぐ仲ばおりをしたり、遊びの途中で平気でぬけてしまったりするようなこともします。自分の行ないの規制は、先生や親など権威をもった人のいうことや行ないによって大きく左右されます。
- 小学校2年生…衝動的である点は1年生と同様ですが、自己主張が強くなり、けんかが多くなります。反面、他人といっしょに自分があるという意識がでてきます。自分のわがままをあまり強くだすと、みんなといっしょに遊びにくくなることもわかります。また、仲間意識が芽生えはじめ、リーダーの子どもを中心にして遊びはじめます。また、自分の好みにあわないものには、排他的な行動をとるようになります。

〈差別意識の発達段階〉――差別の無毛時代――

一般的に、この時代は〝差別の無毛時代〟といわれます。この時期までは、差別とか偏見とかについてほとんど意識がないものです。ちえ遅れの子をバカにしたり、身体障害児をあなどったり、親のない子をのけものにしたりするようなことは、ほとんどないといえます。お金のある家の子も貧しい家の子もへだたりなく遊んでいます。――こういった時期の子どものあるご家庭では、つぎのようなことに気をつけていただきたいものです。で

☆具体的な生活経験の中で、かんたんではっきりしている人間関係をわからせましょう。とくに、子どもらしい感情や意識をたいせつに育ててやりながら、同じ人間としての喜びや悲しみを通した〝人間尊重〟の芽を伸ばしていただきたいものです。

☆小さいながらも、相手の立場がよくわかり、おたがいがいたわりあえ、仲よくしていけるように指導していきましょう。

中学年（小学校3・4年）

〈全般的な特徴〉――われわれ時代――

この時期になると、しだいに知的・理性的な生活へと移っていきます。新しく自分のとなりにあるものを発見し、それを自分の仲間としてはっきり意識しはじめます。〝われわれ時代〟ともいわれ、先生や親のいうことよりも、むしろ仲間、友だちのいうことを優位とする場合もでてきます。

- 自分の生地をまるだしの自己主張をします。友だちのけんかを仲裁していて、そのけんかの中へわりこんだりします。小学生時代で一番あばれたい時代なのです。
- 自分の能力を確かめようとする時代です。なにかめあてがあると、ためしてみようとします。男の子が高いとこ ろから飛びおりようとすることなど、そのあらわれといえるでしょう。
- 子どもだけのグループができ、共同生活への芽生えがみられます。
- そのものずばりの批判をするようになります。先生や親の立場など、またその場の条件などを考えにいれて、ことを決めるというゆとりは、まだ持てません。
- 自分が属しているグループやリーダーの言動に影響されやすくなります。

〈差別意識の発達段階〉――差別の言語的先行期――

グループとの人間関係が深くなって、自分ただけの世界を楽しむようになります。道徳性も大きく変わってきます。低学年では、力関係が万事を支配していましたが、中学年にもなるとやや功利的なもののとらえ方をはじめます。たとえば〝公園の芝生にはいったり、草花をむしったりするのは、なぜよくないことでしょう？〟とたずねてみると、低学年からは〝おまわりさんにしかられる〟〝先生にしかられる〟〝おとうさんにしかられる〟といった答えの多いのにくらべ、中学年からは〝ものをだいじにすると、自分もだいじにされる〟といった発想の答えに変わってきています。

こういった変化のある時期にはまだ、〝あの子と遊んだら勉強が落ちる〟とか〝あの子といっしょだったら損〟などという考え方をする時期でもあります。つまり、この時代に差別が芽生え、ひいては部落差別の芽が出てくるのです。そこへもってきて、親は〝あそこの子と遊んではいけないよ〟〝あそこへ行ったら用心しなさい〟など教えたりしたらどうなるでしょうか。子どもは、はっきり意味もわからぬなりに、嫌悪の感情を発達させ、あきらかに差別の芽を助長させていってしまいます。

高学年（小学校5・6年）

〈全般的な特徴〉

小学校5・6年ともなると、自我の意識がものすごく発達してきます。したがって、自分の生活態度の追求もきびしく、自分の性格の長所、短所を内省します。日記などに自分のくせをかいて、それをなおそうとしたり、身体の調子や容姿、能力についても自覚し、劣等感にとらわれたりします。いっぽう、他の人のよさを他方面から認めるようになります。〝あの人は、人のめんどうをよくみるやさしい人だ〟〝Aさんは、よくおこるけれど親切だ〟〝Bさんはよくしゃべるから、うっかり話ができない〟〝Cさんは、いま病気だから掃除当番をぬかしてあげよう〟などというように。

- 学級の中で、またグループとの関係で自分をとらえます。グループはずれになることを、たいへんん気にします。グループの中の自分の位置を保つために、自分の意志に反してもグループとともに行動します。だれがしたのかを知っていても、なまえを出さないことがあります。特定の友だちとばかり遊ぶと、多くの友だちが自分を悪く思わないかという考え方もでてきます。
- 善いことについて、主体的な判断ができはじめます。また、悪についての判断が個人的動機によるものから社会倫理的な動機にうつります。したがって、社会の矛盾を感じたり、社会のようすに照らして判断したり、善悪や是非の規範が社会への貢献度で計られるようになります。

〈差別意識の発達段階〉――差別の潜在化――

差別については、差別はよくないことだと理解し、自覚していきます。差別的なことばをつかったり、差別的な態度をみせなくなります。だからといって、心の底から差別の罪悪を感じているなめ表面に出ないというわけではないのです。差別的なことをいったりしたりすると、ひどい目にあわされるなどといった考えが生まれ、心の中だけで言動にあらわすまいとする心理があるのです。ここで、差別の内在化が始まります。

中学生（1～3年）

〈全般的な特徴〉――物事の因果関係について考える時代――

- 中学1年生は小学校高学年の延長ですが、旺盛な外界への興味は最高潮となります。先生のいうことや学校のきまりなどにもすなおであり、入学当初はことに先生や先輩に強い信頼感をもっています。しかし、親に対してはだんだんいうことをきかなくなる傾向が見られます。親や先輩からきいた「同和地区」に対する差別や偏見は温存されているケースが多いのです。
- 中学2・3年生の特徴は、反抗期現象です。これは他律から自律へのあらわれであって、他律的に教えられた道徳を疑ったり、否定したりします。人間として平等であるといった意識から、今まで与えられてきた情報などをみなおしてみたり、動機にまでさかのぼって物事を考えていこうとする姿勢があらわれてきます。親や先生などの外面的な権威に反抗しながらも、まだはっきりした自我が確立されていないので、人生でもっとも不安定な時代でもあるのです。

また、この時期はタテの道徳からヨコの道徳へ移っていく時代でもあります。たとえば「課題をしてきた人？」と先生がたずねても、1年生のうちなら、われ先に手をあげていたものが、2・3年ともなれば、やってこなかった友だちに悪いからと手をあげないようなケースもでてきます。おとなになとやかく言われるのを嫌って、自分たちの仲間だけで自由を味わいたいといった欲求もおこります。自信がないため、かえって虚勢をはり規則を破ったり、先生や親に反抗したりします。

こういう時期の子どもをもつ親としては、子どもたちをひきつける新しい対象を見きわめ、正しく導入させてやりたいものです。たとえば、スポーツやクラブ活動、また山や海などの自然に目を向けさせたり、音楽・絵画・写真・文学など芸術的なものへ導いてやる必要がでてきます。

〈差別意識の発達段階〉――差別を見抜く力を育てる――

いっぽう、偏見や差別の問題については日常生活のあらゆる機会を利用して、不合理や差別事象を直視し、それを合理的に考え批判し、改善していく態度と、ひとりの悩みをみんなで解決していく仲間づくりを高めていく必要があります。

〝遊んだらあかん〟
――子どもの友だちを差別――

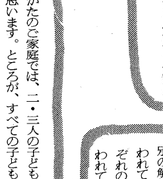

「あそこの家庭のようなとがわれているということです。こんな実態が、本当のところどうなのでしょうか」この話の中で、友だちのおかあさんが、なぜ〝遊んだらいかん〟といったのか、その理由は明らかではありません。その真実のわけをたしかめることが大切です。友だちのおかあさんが、わが子の遊んでいる友だちが、同和地区の子どもであることは百も承知のようです。このことから、わが子に〝遊んだらいかん〟という、理由なしに禁止することばが出されたことは、想像にかたくありません。これと同じようなことは、例を挙げれば限りがありません。

服装、親の職業、住居など、子どもとばかかわりないことで、子どもの友人関係を阻止することが数多くあります。

子どもは、学校で人権の尊重ということを中心とした教育がなされていますのに、これを家庭でくずしていくことがあります。これでは、いくら憲法によって人権尊重を保障するとあっても、憲法をホゴにし、民主主義を否定する何ものでもないことになります。

第6回定例市議会報告

第6回定例市議会は十一月十八日から二十五日までの会期八日間で開かれ、市長提出議案十三件、議員提出議案二件を可決し、請願三件を採択した。また最終日には四議員による一般質問が行なわれました。結果は次のとおりです。

▼市長提出議案

議案第65号「芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」＝教職員の人材確保に関する特別措置法および人事院勧告に伴い本市教育職の給与を改定するもの(可決)。

議案第66号「芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」＝雇用保険法の施行に伴い、関係条文を整備するもの(可決)。

議案第67号「芦屋市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」＝市営住宅の改良工事に伴う使用料の変更および一部用途廃止によるもの(可決)。

議案第68号「芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」＝東山北公園および呉川公園の新設に伴うもの(可決)。

議案第69号「芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」＝政令の一部改正により非常勤消防団員等の処遇の改善を図るもの(可決)。

議案第70号「芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について」＝関係政令の一部改正により処遇改善を図るもの(可決)。

議案第71号「都市公園を設置すべき区域の決定について」＝都市公園として整備し、供用開始をおこなうまでの間、用地を公園予定地として適正に管理するため、その区域を決定しようとするもので、区域は浜町一二〇番地の一、二、四と山芦屋町三九番地である(可決)

議案第72号「昭和49年度芦屋市水道事業会計決算の認定について」＝建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査と決定。

議案第73号「昭和49年度芦屋市病院事業会計決算の認定について」＝民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査と決定。

議案第74号「昭和50年度芦屋市一般会計補正予算」＝一千九百三十七万三千円を減額するもの(可決)。

議案第75号「昭和50年度芦屋市下水道事業特別会計補正予算」＝三億六千一百四十八万一千円を追加するもの(可決)。

議案第76号「昭和50年度芦屋市北部土地区画整理事業特別会計補正予算」＝二百万円を追加するもの(可決)。

議案第77号「昭和50年度芦屋市病院事業会計補正予算」(可決)。

議案第78号「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」は任期満了の甘糟勇雄氏の後任に朝日ケ丘町一番二七―五一二号村上喜夫氏を選任(同意)

議案第79号「教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」は任期満了の久我一郎氏の後任に大東町九―一―二〇九杢谷舜造氏を任命(同意)

▼議員提出議案

議案第1号「意見書の提出について(難病対策に関する意見書)」＝難病対策についての請願採択に伴うもの(可決)。

議案第2号「意見書の提出について(農地の宅地並み課税に関する意見書)」＝市街化区域における農地の固定資産税等に関する請願採択に伴うもの(可決)。

▼請願

請願第7号「難病対策についての請願」(採択)

請願第10号「市街化区域における農地の固定資産税等に関する請願」(採択)。

請願第11号「打出地区にプール建設の請願」(採択)。

請願第12号「芦屋市立中学生の高校進学問題についての請願」(採択)

請願第13号「城山地域の宅地造成工事について」(継続審査)

請願第1号「業平町の高層分譲住宅建設反対について」は請願者より取り下げの申し出がありこれを承認

▼一般質問

「財源の確保と予算の効率的運用について」「区画整理事業と住居表示について」「教育行政について」「国鉄芦屋駅ビル建設について」「国鉄芦屋駅周辺環境再開発構想について」「住民本位の財政難克服について」「教育の自主性、中立性を守る問題について」

国勢調査の集計から 流出人口は東高西低

このたびの国勢調査の内容から、本市の「流出人口」を集計してみました。流出人口とは、仕事や勉学のために「芦屋市」を離れる人のことをいいます。

これによりますと、本市の流出者は二八、一〇三人となっており、仕事で出てゆく人が二三、七九四人、学校へゆく人が四、三〇九人となっています。前回調査(昭和四十五年)の流出者は二五、九六五人だったので、これに比べると今回はさらに二、一三八人多くなっています。

伸び率は八・二パーセントとなっており、総人口の七・四パーセントに比べるとやや流出人口の伸び率の方が高く、とりわけ女子の通学者が十八・五九パーセントの高率を示しています。

これを県内と県外にわけてみると、県外への流出者は一三、八三九人で、そのほとんどの人が大阪市へ通っており、県内への流出者は一四、二六四人で、その多くは神戸市へ通っています。

また、市町別に流出者をみると、大阪市へ一一、五〇一人と最も多く、次いで神戸市へ八、九六〇人、西宮市へ三、〇四五人、尼崎市へ一、四三六人などとなっています。

このようにして流出者の行方を追っていくと、半数以上が東へ向かって移動しています。

このことから、本市の流出人口は「東依存型」であるといえます。

夜間人口から流入者と流出者を差引きした残りの人口が「昼間人口」となります。

流入人口は、各市の流出者のデータを交換して集計します。したがって、昼間人口が判明するのはいくぶん遅くなりますが、これらもまとまりしだいお知らせします。

流出人口

区分＼年		総数	通勤	通学
45年	男	19,743	17,610	2,133
	女	6,222	4,447	1,775
	計	25,965	22,057	3,908
50年	男	21,052	18,848	2,204
	女	7,051	4,946	2,105
	計	28,103	23,794	4,309

主要流出先別人口

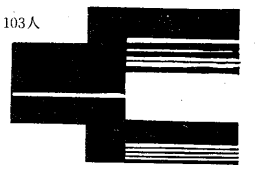

大阪市	11,501人
西宮市	3,045人
尼崎市	1,436人
京都市	359人
その他	2,403人
神戸市	8,960人
明石市	132人
姫路市	46人
加古川市	41人
その他	180人

市民の黒板

市役所の電話㉛二一二二

新成人の集い

おたがい思っていること、言いたいことを語り合い、知らない人と友達になり、ゲームもまじえた楽しい集いを考えております。

▼とき　一月十一日(日)午前十時三十分～午後二時三十分　▼ところ　市民センター三〇一号室　▼座談会テーマ　「これからの青春」　▼対象者　昭和三十年四月二日～三十一年四月一日生まれの人　▼主催　芦屋市明るい選挙推進協議会・芦屋市選挙管理委員会　▼申込　参加希望者は市選管へ電話㉛二一二一まで。

新成人を祝う会

▼とき　一月十五日(成人の日)午前十時～正午　▼ところ　ルナ・ホール　▼対象　芦屋市に住民登録をした昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までに生れた人。(外人登録者も含む)▼内容　記念式、青年の提言、記念講演　大地に立って生きること―部落の現実から―講師　市立上宮川会館館長山口富造氏、参加者全員合唱、一日になんども。

少年少女書きぞめ会

新しい年を迎え、自分の希望や決意などを考えて書きましょう。

▼とき　一月七日(水)午前九時三十分～　▼ところ　体育館・青少年センター　▼対象　市内在住、在学の小・中・高校生(ただし小学生は三年以上)▼もち物　筆、ぶんちん、下敷など。(半紙、すみは用意してあります。)　▼展示　全作品を1月11日まで、体育館・青少年センター三階に展示します。▼主催　芦屋市書道協会　▼参加　ご希望の人は七日に直接、ご来場ください。▼問合せ　市教委社会教育課(電話㉛八二二九)

岩ケ平コート・市民グラウンドの開放

＊岩ケ平テニスコート(二面)十二月二十七日～一月四日午前九時～午後五時(この間は、大人の野球、ソフトボールは禁止。)

期間中は、管理人はいませんので、使用マナーを守って、伸々とプレイしてください。

市民ロードレース

▼日時　一月十一日(日)午前十時スタート　▼コース　芦屋海岸(ぬえ塚橋―江尻川)　▼参加費　無料　▼種目　中学、高校、一般、壮年(四十才以上)の部(各男女別)　▼資格　市内在住、在勤、在学かスポーツ籍を有するかた。▼申込み　前日までは市立体育館・青少年センター(電話㉛八二二八)当日は午前九時三十分に市役所分庁舎二階ロビーで受付けます。

児童手当

次の要件に該当しているかたはすぐに市保険年金課で手続きをしてください。①日本国民で国内に住所がある。②義務教育終了前の児童を含む十八才未満の児童を三人以上養育している。③所得が一定の基準額に満たない(例…扶養親族四人のとき、四十九年中の必要経費控除後の所得二百八十四万六千円)手続きの際は次のものをご持参ください。①はんこ、②請求者が加入している年金等の被保険者証書、③口座振込を希望される人は請求者名儀の口座番号(市内の銀行)なお、公務員と三公社にお勤めのかたは勤務先にご請求ください。また、手当受給中のかたで算定基礎児童数が増加するかたは改定請求してください。

20才から国民年金

勤め先を通じて、厚生年金や公務員の共済組合等の公的年金制度に加入していないかたは、どなたでも二十才から(五十九才まで)国民年金に加入できます。

加入もれのかたはすぐお申出を

明治四十四年四月二日以後に生まれたかたのうち、本人または配偶者が厚生年金、恩給、共済組合等の公的年金制度から年金の給付をうけることができないかた(小売業、サービス業、自由業、無職などのかた)は、国民年金に加入しませんと、将来年金をうけることができません。年金をうけるには、過去の加入もれになっていた期間の保険料を、五十年十二月末までに納めませんと年金をうける権利を失うことがありますのでご注意ください。

お買物の苦情は

できるだけ正確に、できるだけ早く申し出てください。早ければ早いほどよりよい処理ができます。

★ご相談は、
芦屋市消費生活センター
電話㉛二一二一内線三三五

国民年金の保険料免除

国民年金に加入されているかたでかけ金の納め忘れがありますと、将来老令年金を受けられないことがあります。経済的な事情などでかけ金を納めるのが困難なかたはかけ金を免除されますので、至急手続を済ませてください。かけ金を免除された期間分の年金額は、一般の三分の二になりますが、かけ金の追納をしますと満額の年金を受けることができます。くわしくは、市保険年金課へ。

福利共済のすすめ

従業員はいますか。

福利厚生はできていますか。

あなたのお店・事業所では、従業員を雇っていますか。気持ちよく働いてもらっていますか。そのための「こころ」と「もの」の両面で、条件は整っていますか。

「それはわかっているが、どの程度のことをしたらよいのか。世間ではどうなっているのか。」と悩んでいませんか。

そんな疑問や悩みに答えるために、福利共済が生まれたこと、ご存知ですか。「ひょうごファミリーパック中小企業従業員福利共済制度」が、来年一月から発足することを、ご存知ですか。

お隣りの神戸市では、福利共済が実施されて三年になりますが、加入者にたいへん好評です。事業主が先頭にたって、福利共済を主催するレクリエーション事業に出かける楽しい姿が見られます。芦屋でも、早くみんなそろって、福利厚生を推進したいものです。

十二月五日号でも簡単にお知らせしましたように、厚生事業・共済給付・貸付金の三つをパックにして提供するもので、従業員一人につき月わずか五〇〇円の掛金で、事業所ぐるみ明るい毎日が約束されます。加入申込みとお問合せは、市経済課労政係(電話㉛二一二一内線三二二)まで。

戦没者遺族第二回特別弔慰金の請求は！

今回特別弔慰金の支給範囲が広がり、日華事変(昭和十二年七月七日)以後の戦没者のかたにも、次の要件にあてはまるかたには、特別弔慰金(二十万円十年償還)が支給されることになりました。

まず、昭和十六年十二月八日以後の戦没者の遺族のかたのうち、①弔慰金(昭和二十七年制定五万円)の受給資格のあるかたと②特別弔慰金(昭和四十年制定三万円)の受給資格のあるかた。

さらに、今回拡大された③日華事変間の戦没者の遺族のかたです。

ただし、いずれの場合も公務扶助料・遺族年金・遺族給与金等の受給者が、昭和五十年四月一日現在死亡等により受けておられないかたに限り、特別弔慰金は、子または兄弟姉妹に支給されます。

なお、昭和十六年十二月八日以後の戦没者の遺族で「弔慰金五万円」「特別弔慰金三万円」の受給資格がありながら、何かの事情で手続がもれたり、時効等により受給されていないかたも、今回の特別弔慰金の請求手続をしてください。期限は五十三年三月三十一日まで。手続、お問合せは、市福祉総務課福祉係(電話㉛二一二一内線三三三)へ。

老令福祉年金請求

明治三十九年四月一日までに生まれたかたで、次のすべての要件に該当すれば、市保険年金課で手続をお済ませください。①日本国籍を有し、国内に住所のあるかた。②配偶者、扶養義務者の四十九年中の所得が限度額以内のとき。(例…扶養親族五人のとき必要経費控除後の所得七百十八万六千八百円、他に計算の特例があります。)③該当者本人の四十九年中の所得が限度額以内のとき(例…扶養親族一人のとき必要経費控除後の所得七十六万二千五百円、他に計算の特例があります)④恩給、年金、公務員の年金等を年額十六万円以上受けていないとき。手続きの際には、①はんこ、②恩給、年金等を受けているかたは年金証書かその写しをご持参ください。

大原老人憩の家の一時移転

大原老人憩の家の改築工事のため、船戸町四番十三号に、一時移転しました。また、憩の家の図書館分室は、大原町、舟橋久郎宅ガレージ内に、一時移転し、開室日時が毎週水曜日午後二時から四時にかわりました。

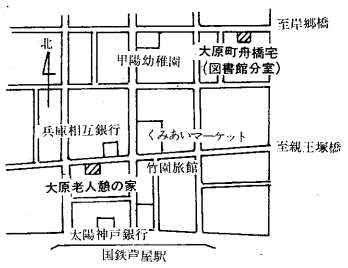

青色申告決算説明会

●一月十三日(火)午後一時三十分から　御影公会堂　●一月十四日(水)午後一時三十分から　芦屋市民会館

不動産所得の計算説明会

●一月十三日(火)午前十時から　御影公会堂　●一月十四日(水)午前十時から　芦屋市民会館

下水処理場の水質試験結果

見た目にも非常にきれいな水を毎日放流しています。

試験項目＼採水月日	11月12日		12月1日		活性汚泥法処理による基準
天候	晴		晴		
気温(℃)	15.5		10.5		
検水名	流入下水	処理水	流入下水	処理水	
水温(℃)	18.3	18.4	16.5	17.9	
水素イオン濃度PH	7.0	7.1	7.3	7.1	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 BOD 5(mg/ℓ)	108	8	104	14	70以下
浮遊物S・S(mg/ℓ)	122	6.1	114	7.8	20以下
大腸菌群数(コ/mℓ)	10万以上	0	10万以上	0	3000以下
備考	前日はれ 前々日はれ		前日はれ 前々日雨		

水道管のかんたんな防寒法

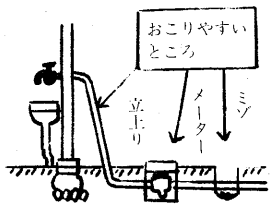

①はだかの管は、ぬのぎれか市販の防護材を巻いてください。
②右の図のほか、風あたりのひどいところがおこります。

もし、水道管がこおったら

①まず蛇口を開いて自然氷解を待つのが一番よいのです。
②待ちきれないときは、ぬるま湯を蛇口の方からゆっくり、まんべんなくかけてください。相当気長に時間をかけてやらないと管が破れます。

水道部へのご用は㉛2121へおかけのうえ

修繕工事➡内線482　(維持係)
新設・改良工事、給水申請➡内線477　(給水係)
開栓・閉栓・水道料金➡内線474　(業務係)
水洗化工事➡内線463　(下水道部)

までそれぞれお申し込みください。

この「広報あしや」は、芦屋市広報委員会の自主活動のひとつとして広報委